

災害時の医療救護に関する協定書

平成24年3月14日

社団法人 高知県歯科医師会

高 知 県

災害時の医療救護に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護及び災害対策基本法第74条に基づく他都道府県知事からの応援要請に応じて甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護のための歯科医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲の要請に応じ医療救護班を派遣するものとする。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらないで医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、承認を得なくてはならない。

（医療救護計画）

第3条 乙は、甲の医療救護班派遣要請に迅速かつ的確に対応するため、医療救護の実施のための計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）医療救護班の編成計画
- （2）医療救護班の医療救護活動計画
- （3）医療救護訓練の計画
- （4）その他必要な事項

（医療救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定に基づき医療救護班の派遣を乙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行う。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）派遣場所及び派遣先の責任者
- （4）派遣を要する班数及び派遣期間
- （5）その他必要な事項

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者への応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を要する傷病者のトリアージ
- (3) 避難者等への口腔ケアに関する処置
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第6条 医療救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療救護班が執行するもののほか、甲又は乙、若しくは他都道府県への派遣にあたっては当該都道府県が供給するものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(費用の弁償)

第8条 乙が行う医療救護に係る次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班が携行又は乙が供給した薬剤及び治療材料等を使用した場合の実費
- (2) 医療器具の破損等に係るもののうち、甲が必要と認めた費用
- (3) 医療救護班の編成及び派遣に要したもののうち、甲が必要と認めた費用
- (4) 前3号に定めるもののほか、医療救護のために要した経費のうち、甲が必要と認めた費用

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第9条 医療救護班として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は別途加入する傷害保険の規定により補償する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第12条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 3 月 14 日

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県知事

乙 高知県高知市丸ノ内1-7-45
社団法人高知県歯科医師会 会長